

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都品川区大井一丁目47番1号
(名 称) 株式会社RS Technologies
(法人番号 3010701024500)

上記被審人に対する平成31年度(判)第3号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金600万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和元年7月31日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年5月30日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都品川区大井一丁目47番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、多結晶ダイヤモンドパウダーの架空取引により、売上の過大計上や貸倒引当金の不計上といった不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成27年11月13日	第6期第3四半期（平成27年7月1日～平成27年9月30日）に係る四半期報告書	平成27年1月1日～平成27年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が110百万円であるところを212百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上
2	平成28年3月29日	第6期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）に係る有価証券報告書	平成27年1月1日～平成27年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純利益が152百万円であるところを304百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号2

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第6期事業年度（平成27年1月1日から同年12月31日まで）に係る有価証券報告書（以下「第6期有価証券報告書」という。）について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額779,506円が6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

また、法第172条の4第2項の規定により、被審人の同事業年度第3四半期（平成27年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第6期第3四半期報告書」という。）について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額833,487円が6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

なお、第6期有価証券報告書及び第6期第3四半期報告書が、いずれも第6期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円をそれぞれ個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第6期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 4,000,000 \text{ 円}$$

第6期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 2,000,000$ 円
となる。

したがって、納付すべき課徴金の額は、
 $4,000,000$ 円 + $2,000,000$ 円 = $6,000,000$ 円
となる。